

# 自己資本比率規制の第3の柱 開示事項

Sendai Bank

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下「自己資本比率告示又は告示」という。）に定められた算式に基づき算出しております。

また、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

なお、平成26年3月期から改正後の自己資本比率規制が国内基準行に対し適用されているため、平成26年9月期は改正後の告示に定められた算式に基づき、自己資本比率を算出しております。

※ 当行は、平成26年9月期末において子会社等を有しないため、平成26年金融庁告示第7号第12条に規定されている同期末に係る連結開示事項については記載しておりません。

## 自己資本の構成に関する開示事項（連結）

（平成25年9月期）

（単位：百万円）

項目		
基本的項目 (Tier 1)	資本金	22,485
	うち非累積的永久優先株	—
	新株式申込証拠金	—
	資本剰余金	10,789
	利益剰余金	2,578
	自己株式 (△)	—
	自己株式申込証拠金	—
	社外流出予定額 (△)	152
	その他有価証券の評価差損 (△)	—
	為替換算調整勘定	—
	新株予約権	—
	連結子法人等の少数株主持分	—
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—
	営業権相当額 (△)	—
	のれん相当額 (△)	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額 (△)	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額 (△)	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計（上記各項目の合計額）	35,700
	繰延税金資産の控除金額 (△)	—
	計 (A)	35,700
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注1）	—	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	1,758
	一般貸倒引当金	2,434
	負債性資本調達手段等	—
	うち永久劣後債務（注2）	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注3）	—
計	4,192	
うち自己資本への算入額 (B)	3,997	
控除項目	控除項目（注4） (C)	—
自己資本額 (D)	(A) + (B) - (C)	39,697
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	333,273
	オフ・バランス取引等項目	1,989
	信用リスク・アセットの額 (E)	335,263
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8%) (F)	22,925
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	1,834
	計 (E) + (F) (H)	358,188
連結自己資本比率（国内基準）= (D) / (H) × 100 (%)		11.08
(参考) Tier 1比率 = (A) / (H) × 100 (%)		9.96

(注) 1. 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。

2. 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3. 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限定されております。

4. 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

# 自己資本の構成に関する開示事項 (単体)

(平成25年9月期)

(単位：百万円)

項目			
基本的項目 (Tier 1)	資本金	22,485	
	うち非累積的永久優先株	—	
	新株式申込証拠金	—	
	資本準備金	10,789	
	その他資本剰余金	—	
	利益準備金	83	
	その他利益剰余金	3,670	
	その他	—	
	自己株式 (△)	—	
	自己株式申込証拠金	—	
	社外流出予定額 (△)	152	
	その他有価証券の評価差損 (△)	—	
	新株予約権	—	
	営業権相当額 (△)	—	
	のれん相当額 (△)	—	
	企業結合により計上される無形固定資産相当額 (△)	—	
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額 (△)	—	
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	36,874	
繰延税金資産の控除金額 (△)	—		
計	(A)	36,874	
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注1)	—	
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	1,249	
	一般貸倒引当金	2,472	
	負債性資本調達手段等	—	
	うち永久劣後債務 (注2)	—	
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3)	—	
	計	3,721	
	うち自己資本への算入額	(B)	3,493
控除項目	控除項目 (注4)	(C)	—
自己資本額	(A) + (B) - (C)	(D)	40,367
リスク・アセット等	資産 (オン・バランス) 項目		333,903
	オフ・バランス取引等項目		1,989
	信用リスク・アセットの額	(E)	335,892
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8%)	(F)	23,060
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額	(G)	1,844
	計 (E) + (F)	(H)	358,953
単体自己資本比率 (国内基準) = (D) / (H) × 100 (%)			11.24
(参考) Tier 1比率 = (A) / (H) × 100 (%)			10.27

(注) 1. 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2. 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3. 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限定されております。

4. 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(平成26年9月期)

(単位：百万円、%)

項目		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	39,024	
うち、資本金及び資本剰余金の額	33,274	
うち、利益剰余金の額	5,908	
うち、自己株式の額 (△)	—	
うち、社外流出予定額 (△)	157	
うち、上記以外に該当するものの額	—	
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	—	
うち、為替換算調整勘定	—	
うち、退職給付に係るものの額	—	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	—	
コア資本に係る調整後少数株主持分の額	—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,863	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,863	
うち、適格引当金コア資本算入額	—	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,244	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	42,132	
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	—	665
うち、のれんに係るものの額	—	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	—	665
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	153
適格引当金不足額	—	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	
前払年金費用の額	—	
自己保有普通株式等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	—	
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	42,132	
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	375,264	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	3,431	
うち、無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)	665	
うち、繰延税金資産	—	
うち、前払年金費用	—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額	2,765	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	23,841	
信用リスク・アセット調整額	—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	399,105	
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	10.55%	

# 自己資本比率規制の第3の柱 開示事項

Sendai Bank

## 定量的な開示事項

その他金融機関等（自己資本比率告示第29条第6項第1号に規定するその他金融機関等をいう。）であって銀行の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

（平成25年9月期）  
該当ございません。

## 自己資本の充実度に関する事項

### 信用リスクに対する所要自己資本の額（単体）

（単位：百万円）

項目	平成25年9月期		平成26年9月期	
	リスク・アセット	所要自己資本の額	リスク・アセット	所要自己資本の額
[資産（オン・バランス）項目]				
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	907	36	505	20
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	200	8	380	15
我が国の政府関係機関向け	3,705	148	2,536	101
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	10,483	419	8,211	328
法人等向け	112,320	4,492	124,084	4,963
中小企業等向け及び個人向け	95,868	3,834	106,382	4,255
抵当権付住宅ローン	20,596	823	21,653	866
不動産取得等事業向け	52,740	2,109	74,271	2,970
三月以上延滞等	979	39	731	29
取立未済手形	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	1,895	75	2,052	82
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	6	0	6	0
出資等	10,046	401	11,736	469
（うち出資等のエクスポージャー）			11,736	469
（うち重要な出資のエクスポージャー）			—	—
上記以外	24,154	966	17,444	697
（うちの金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）			—	—
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）			0	0
（うち上記以外のエクスポージャー）			17,444	697
証券化（オリジネーターの場合）	—	—	—	—
（うち再証券化）	—	—	—	—
証券化（オリジネーター以外の場合）	—	—	—	—
（うち再証券化）	—	—	—	—
複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額			3,431	137
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額			—	—
資産（オン・バランス）計	333,903	13,356	373,429	14,937
[オフ・バランス取引等項目]				
任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	—	—	—	—
原契約期間が1年以下のコミットメント	140	5	72	2
短期の貿易関連偶発債務	—	—	—	—
特定の取引に係る偶発債務	69	2	51	2
NIF又はRUF	—	—	—	—
原契約期間が1年超のコミットメント	—	—	149	5
内部格付手法におけるコミットメント	—	—	—	—
信用供与に直接的に代替する偶発債務	1,395	55	1,200	48
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等（控除後）	—	—	—	—
先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	—	—	—	—
有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	372	14	316	12
派生商品取引	10	0	11	0
長期決済期間取引	—	—	—	—
未決済取引	—	—	—	—
証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	—	—	—	—
上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	—	—	—	—
オフ・バランス取引等項目 計	1,989	79	1,801	72
[CVAリスク相当額]（簡便的リスク測定方式）			31	1
[中央清算機関関連エクスポージャー]			1	0
合計	335,892	13,435	375,264	15,010

（注） 所要自己資本の額＝リスク・アセット×4%

### 単体総所要自己資本額

（単位：百万円）

項目	平成25年9月期	平成26年9月期
	所要自己資本の額	
信用リスク（標準的手法）	13,435	15,010
オペレーショナル・リスク（基礎的手法）	922	953
合計	14,358	15,964

信用リスクに対する所要自己資本の額（連結）

（単位：百万円）

項目	平成25年9月期	
	リスク・アセット	所要自己資本の額
[資産（オン・バランス）項目]		
現金	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—
国際決済銀行等向け	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	907	36
国際開発銀行向け	—	—
地方公共団体金融機構向け	200	8
我が国の政府関係機関向け	3,705	148
地方三公社向け	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	10,483	419
法人等向け	109,688	4,387
中小企業等向け及び個人向け	95,868	3,834
抵当権付住宅ローン	20,596	823
不動産取得等事業向け	52,740	2,109
三月以上延滞等	979	39
取立未済手形	—	—
信用保証協会等による保証付	1,895	75
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	6	0
出資等	10,036	401
上記以外	26,165	1,046
証券化（オリジネーターの場合）	—	—
証券化（オリジネーター以外の場合）	—	—
複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—
資産（オン・バランス）計	333,273	13,330
[オフ・バランス取引等項目]		
任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	—	—
原契約期間が1年以下のコミットメント	140	5
短期の貿易関連偶発債務	—	—
特定の取引に係る偶発債務	69	2
NIF又はRUF	—	—
原契約期間が1年超のコミットメント	—	—
内部格付手法におけるコミットメント	—	—
信用供与に直接的に代替する偶発債務	1,395	55
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等（控除後）	—	—
先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	—	—
有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	372	14
派生商品取引	10	0
長期決済期間取引	—	—
未決済取引	—	—
証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	—	—
上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	—	—
オフ・バランス取引等項目 計	1,989	79
合計	335,263	13,410

（注） 所要自己資本の額＝リスク・アセット×4%

連結総所要自己資本額

（単位：百万円）

項目	平成25年9月期
	所要自己資本の額
信用リスク（標準的手法）	13,410
オペレーショナル・リスク（基礎的手法）	917
合計	14,327

信用リスクに関する事項

信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高及び三月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高（地域別、業種別、残存期間別）

〈単体〉

（単位：百万円）

	平成25年9月期					平成26年9月期				
	信用リスク・エクスポージャー中間期末残高					信用リスク・エクスポージャー中間期末残高				
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	有価証券	デリバティブ取引	三月以上延滞エクスポージャー		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	有価証券	デリバティブ取引	三月以上延滞エクスポージャー	
国内計	1,154,133	771,543	350,447	52	1,520	1,239,564	810,778	398,066	56	1,033
国外計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計	1,154,133	771,543	350,447	52	1,520	1,239,564	810,778	398,066	56	1,033
製造業	68,771	37,079	31,514	—	96	63,460	36,963	26,343	—	106
農業、林業	3,754	3,738	—	—	16	4,545	4,529	—	—	15
漁業	282	280	—	—	1	320	318	—	—	1
鉱業、採石業、砂利採取業	235	235	—	—	—	257	257	—	—	—
建設業	37,941	37,067	421	—	416	45,848	44,615	1,155	—	62
電気・ガス・熱供給・水道業	4,517	1,189	3,317	—	—	3,510	1,491	2,014	—	—
情報通信業	7,922	5,080	2,811	—	11	6,770	5,486	1,132	—	128
運輸業、郵便業	55,711	19,821	35,818	—	—	47,248	19,706	27,437	—	—
卸売業、小売業	46,426	41,703	4,581	—	91	49,676	44,516	5,002	—	84
金融業、保険業	287,778	200,536	85,571	52	—	325,300	206,849	117,877	56	—
不動産業、物品賃貸業	83,193	77,418	5,350	—	83	89,987	87,008	2,834	—	14
各種サービス業	60,310	52,104	7,882	—	301	59,482	54,658	4,584	—	218
国・地方公共団体	269,703	102,816	166,377	—	—	294,920	96,007	198,384	—	—
その他	227,584	192,469	6,800	—	502	248,235	208,369	11,299	—	401
業種別合計	1,154,133	771,543	350,447	52	1,520	1,239,564	810,778	398,066	56	1,033
1年以下	268,570	218,286	47,720	—	661	305,934	241,621	62,869	—	321
1年超3年以下	213,573	66,779	146,610	50	117	166,469	63,384	102,982	21	45
3年超5年以下	108,617	73,324	35,092	1	100	190,501	81,813	108,385	35	183
5年超7年以下	80,805	44,927	35,783	—	91	113,029	50,532	62,461	—	34
7年超10年以下	129,515	68,991	60,413	—	111	95,342	55,878	39,303	—	131
10年超	226,334	210,359	15,561	—	413	252,870	240,391	12,178	—	300
期間の定めのないもの	126,716	88,875	9,266	—	26	115,416	77,158	9,886	—	14
残存期間別合計	1,154,133	771,543	350,447	52	1,520	1,239,564	810,778	398,066	56	1,033

(注) 1. デリバティブ取引は与信相当額ベースであります。  
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャー、または引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%であるエクスポージャーをいいます。

(連結)

(単位：百万円)

	平成25年9月期				
	信用リスク・エクスポージャー中間期末残高				
		貸出金、 コミットメント 及びその他の デリバティブ以外の オフ・バランス取引	有価証券	デリバティブ取引	三月以上延滞 エクスポージャー
国 内 計	1,153,503	769,080	350,447	52	1,520
国 外 計	—	—	—	—	—
地 域 別 合 計	1,153,503	769,080	350,447	52	1,520
製 造 業	68,771	37,079	31,514	—	96
農 業、林 業	3,754	3,738	—	—	16
漁 業	282	280	—	—	1
鉱業、採石業、砂利採取業	235	235	—	—	—
建 設 業	37,941	37,067	421	—	416
電気・ガス・熱供給・水道業	4,517	1,189	3,317	—	—
情 報 通 信 業	7,922	5,080	2,811	—	11
運 輸 業、郵 便 業	55,711	19,821	35,818	—	—
卸 売 業、小 売 業	46,426	41,703	4,581	—	91
金 融 業、保 険 業	287,778	200,536	85,571	52	—
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	79,823	74,954	5,350	—	83
各 種 サ ー ビ ス 業	60,310	52,104	7,882	—	301
国・地 方 公 共 団 体	269,703	102,816	166,377	—	—
そ の 他	230,325	192,469	6,800	—	502
業 種 別 合 計	1,153,503	769,080	350,447	52	1,520
1 年 以 下	268,570	218,286	47,720	—	661
1 年 超 3 年 以 下	213,573	66,779	146,610	50	117
3 年 超 5 年 以 下	108,617	73,324	35,092	1	100
5 年 超 7 年 以 下	80,805	44,927	35,783	—	91
7 年 超 10 年 以 下	129,515	68,991	60,413	—	111
10 年 超	223,870	207,895	15,561	—	413
期 間 の 定 め の な い も の	128,549	88,875	9,266	—	26
残 存 期 間 別 合 計	1,153,503	769,080	350,447	52	1,520

(注) 1. デリバティブ取引は与信相当額ベースであります。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャー、または引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%であるエクスポージャーをいいます。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の中間期末残高及び期中増減額

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の中間期末残高及び期中増減額

(単体)

(単位：百万円)

	平成25年9月期			平成26年9月期		
	期首残高	期中増減額	中間期末残高	期首残高	期中増減額	中間期末残高
一般貸倒引当金	3,083	△ 611	2,472	2,964	△ 1,101	1,863
個別貸倒引当金	4,590	△ 749	3,841	3,588	216	3,804
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	—
合計	7,674	△ 1,360	6,313	6,553	△ 885	5,667

(注) 一般貸倒引当金の地域別、業種別内訳については、算定を行っておりません。

(連結)

(単位：百万円)

	平成25年9月期		
	期首残高	期中増減額	中間期末残高
一般貸倒引当金	3,027	△ 592	2,434
個別貸倒引当金	4,590	△ 749	3,841
特定海外債権引当勘定	—	—	—
合計	7,618	△ 1,342	6,276

(注) 一般貸倒引当金の地域別、業種別内訳については、算定を行っておりません。

個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳

(単体)

(単位：百万円)

	平成25年9月期			平成26年9月期		
	期首残高	期中増減額	中間期末残高	期首残高	期中増減額	中間期末残高
国内計	4,590	△ 749	3,841	3,588	216	3,804
国外計	—	—	—	—	—	—
地域別合計	4,590	△ 749	3,841	3,588	216	3,804
製造業	847	△ 259	587	663	247	910
農業、林業	16	△ 4	11	11	△ 3	7
漁業	9	△ 0	9	10	80	91
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	199	42	241	167	△ 50	117
電気・ガス・熱供給・水道業	278	△ 226	52	44	△ 2	41
情報通信業	145	16	162	166	△ 20	146
運輸業、郵便業	230	99	329	327	△ 18	308
卸売業、小売業	513	△ 179	333	297	14	312
金融業、保険業	—	0	0	—	—	—
不動産業、物品賃貸業	1,031	△ 245	785	740	△ 201	538
各種サービス業	587	141	729	643	216	860
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—
その他	731	△ 133	597	516	△ 46	470
業種別合計	4,590	△ 749	3,841	3,588	216	3,804

(連結)

(単位：百万円)

	平成25年9月期		
	期首残高	期中増減額	中間期末残高
国内計	4,590	△ 749	3,841
国外計	—	—	—
地域別合計	4,590	△ 749	3,841
製造業	847	△ 259	587
農業、林業	16	△ 4	11
漁業	9	△ 0	9
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—
建設業	199	42	241
電気・ガス・熱供給・水道業	278	△ 226	52
情報通信業	145	16	162
運輸業、郵便業	230	99	329
卸売業、小売業	513	△ 179	333
金融業、保険業	—	0	0
不動産業、物品賃貸業	1,031	△ 245	785
各種サービス業	587	141	729
国・地方公共団体	—	—	—
その他	731	△ 133	597
業種別合計	4,590	△ 749	3,841



## 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

(単体)

(単位：百万円)

	平成25年9月期	平成26年9月期
製 造 業	—	6
農 業、林 業	—	—
漁 業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建 設 業	2	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情 報 通 信 業	—	—
運 輸 業、郵 便 業	—	—
卸 売 業、小 売 業	14	—
金 融 業、保 険 業	—	—
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	—	—
各 種 サ ー ビ ス 業	1	—
国・地 方 公 共 団 体	—	—
そ の 他	0	1
業 種 別 合 計	18	8

(連結)

(単位：百万円)

	平成25年9月期
製 造 業	—
農 業、林 業	—
漁 業	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—
建 設 業	2
電気・ガス・熱供給・水道業	—
情 報 通 信 業	—
運 輸 業、郵 便 業	—
卸 売 業、小 売 業	14
金 融 業、保 険 業	—
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	—
各 種 サ ー ビ ス 業	1
国・地 方 公 共 団 体	—
そ の 他	0
業 種 別 合 計	18

標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに自己資本比率告示第79条の5第2項第2号、第177条の2第2項第2号及び第247条第1項（自己資本比率告示第125条、第127条及び第136条第1項において準用する場合に限る。）の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

(単体)

(単位：百万円)

	平成25年9月期		平成26年9月期	
	エクスポージャーの額			
	格付あり	格付なし	格付あり	格付なし
0%	279,014	217,239	342,125	215,886
10%	31,349	26,726	23,749	26,014
20%	92,021	3,661	71,710	3,629
35%	—	58,845	—	61,155
50%	58,466	253	60,757	51
75%	—	122,551	—	138,642
100%	13,205	155,158	16,079	182,749
150%	—	449	—	328
250%	—	—	—	—
1250% (注) 2.	—	—	—	—
合 計	474,057	584,885	514,422	628,456

(注) 1. [格付あり] エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーやサブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクスポージャーが含まれております。

2. 平成25年9月期は、改正前の告示の規定により資本控除した額、平成26年9月期は改正後の告示の規定によりリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーの額を計上しております。

(連結)

(単位：百万円)

	平成25年9月期	
	エクスポージャーの額	
	格付あり	格付なし
0%	279,014	217,239
10%	31,349	26,726
20%	92,021	3,661
35%	—	58,845
50%	58,466	253
75%	—	122,551
100%	13,205	154,528
150%	—	449
350%	—	—
自己資本控除	—	—
合計	474,057	584,256

(注) 「格付あり」エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーやソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクスポージャーが含まれております。

### 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

	平成25年9月期	平成26年9月期
適格金融資産担保が適用されたエクスポージャー	41,420	9,511
保証またはクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー	49,587	90,422

(注) 適格金融資産担保には、貸出金と自行預金の相殺が可能なエクスポージャー（平成25年9月期：4,153百万円、平成26年9月期：4,679百万円）を含んでおります。

### 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

#### イ. 与信相当額の算出に用いる方式

先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額はカレント・エクスポージャー方式にて算出しております。

#### ロ. グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額

該当ございません。

#### ハ. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額

(単位：百万円)

	平成25年9月期		平成26年9月期	
	単体	連結	単体	連結
与信相当額	52	52	56	
派生商品取引	52	52	56	
外国為替関連取引	—	—	—	
金利関連取引	52	52	56	
株式関連取引	—	—	—	
その他取引	—	—	—	
クレジット・デリバティブ	—	—	—	

(注) 原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引の与信相当額は、上記記載から除いております。

#### 二. ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額

(単位：百万円)

	平成25年9月期	平成26年9月期
ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額	—	—

#### ホ. 担保の種類別の額

該当ございません。

#### へ. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

(単位：百万円)

	平成25年9月期		平成26年9月期	
	単体	連結	単体	連結
与信相当額				
派生商品取引	52	52	56	
外国為替関連取引	—	—	—	
金利関連取引	52	52	56	
株式関連取引	—	—	—	
その他取引	—	—	—	
クレジット・デリバティブ	—	—	—	

(注) 原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引の与信相当額は、上記記載から除いております。

ト. 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつプロテクションの購入又は提供の別に区分した額  
該当ございません。

チ. 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額  
該当ございません。

#### 証券化エクスポージャーに関する事項

銀行及び連結グループがオリジネーターである証券化及び再証券化エクスポージャーに関する事項  
該当ございません。

銀行及び連結グループが投資家である証券化及び再証券化エクスポージャーに関する事項

- 保有する証券化及び再証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳  
投資家として保有する証券化及び再証券化エクスポージャーの額  
該当ございません。
- 保有する証券化及び再証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額  
投資家として保有する証券化及び再証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトごとの残高及び所要自己資本の額  
該当ございません。
- 自己資本比率告示第247条第1項の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳  
該当ございません。  
  
投資家として保有する証券化エクスポージャーのうち、自己資本比率告示第247条第1項の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額  
該当ございません。
- 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳  
該当ございません。
- 自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額  
該当ございません。

#### マーケット・リスクに関する事項

当行は国内基準採用行であり、マーケット・リスクは算出しておりません。

#### 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る中間貸借対照表計上額

○銀行勘定における出資等の中間貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	平成25年9月期				平成26年9月期			
	単体		連結		単体		連結	
	中間貸借対照表計上額	時価	中間貸借対照表計上額	時価	中間貸借対照表計上額	時価	中間貸借対照表計上額	時価
上場している出資等又は株式等エクスポージャーの中間貸借対照表計上額	8,595		8,595		8,718			
上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャーの中間貸借対照表計上額	287		287		274			
合計	8,882		8,882		8,993			

○子会社・関連会社株式の中間貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

	平成25年9月期	平成26年9月期
子会社・子法人等	10	—
関連法人等	—	—
合計	10	—

出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	平成25年9月期		平成26年9月期	
	単体	連結	単体	連結
売却損益額	111	111	30	
償却額	1	1	2	

中間貸借対照表で認識され、かつ、中間損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	平成25年9月期		平成26年9月期	
	単体	連結	単体	連結
中間貸借対照表で認識され、かつ、中間損益計算書で認識されない評価損益の額	2,105	2,105	3,242	

中間貸借対照表及び中間損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ございません。

信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

該当ございません。

銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する銀行勘定の経済的価値の増減額

(単位：百万円)

平成25年9月期		平成26年9月期	
単体	連結	単体	連結
△3,157	△3,157	△1,870	

- (注) 1. 当行では、アウトライヤー基準の1パーセンタイル値と99パーセンタイル値（観測期間5年、保有期間1年）を金利ショックとし、経済的価値の増減額を計測しております。当行が保有する銀行勘定の資産・負債のうち市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、預金等）を計測対象とし、上記金利ショックで計測した経済的価値の増減額のうち、減少方向への影響が大きいものを金利リスク量としております。
2. 当行が保有する円建の資産・負債以外の外貨建の資産・負債の割合は5%未満となっているため、円建の資産・負債を含めて経済的価値の増減額を計算しております。
3. コア預金の金利リスク量は、平成20年9月より内部モデル（\*）により計測しております。
- （\*）当行の流動性預金の残高実績から将来における残高推移を推計し、金利追随分を控除した金額をコア預金としております。なお、計測に使用する残高実績の期間や、内部モデルで推計する期間につきましては、平成26年9月に各々5年から10年に変更しております。